

# 経済産業省

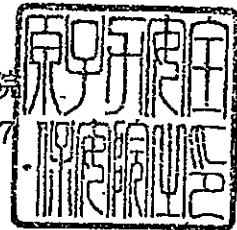
平成23・12・19原院第1号

平成23年12月26日

## ガス事業者に対する降積雪期における防災態勢の強化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2.45b-1.1-7



原子力安全・保安院は、平成23年12月9日付け中防災第38号をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）野田佳彦から、降積雪期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、今般、ガス事業者に対し、別紙を踏まえた下記の対応を求めるとします。

### 記

1. 事業実施区域内における巡視及び点検を徹底しガスの安定供給に十分留意するとともに、ガス供給停止に至った場合には、迅速かつ的確な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他のガス事業者との協力体制を適切に構築するとともに、作業員の安全にも留意し、二次災害が発生しないように注意すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生するおそれがあるため、一般需要家等に対して機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。
3. 地盤凍結が発生しやすいといった地域特性等に応じた措置を保安規程の要求事項に追加したガス事業者は、当該規程に基づく保安体制を適切に構築し、地域特性に応じた保安の確保を確実にすること。